

# 新しい料金体系について

---

第3回 輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会

輪島市上下水道局

# 目 次

---

- 1 | 前回審議会まで
- 2 | 水道料金体系の検討

**前回審議会まで**

---

# 水道料金・下水道使用料算定の手順

1 財政計画の策定

R4策定経営戦略にてシミュレーション

第2回まで

2 料金水準の算定  
(総括原価の算定)

どれだけの改定が必要か

第3回

3 料金体系の設定  
(個別原価の算定)

どのような使用者にいくら負担してもらうのか

第4回

4 料金表の確定

# 今回の改定案の方針

- 前回までの審議会の検討により、今回の改定案の作成方針としては次のとおりです。

	水道料金	下水道使用料
平均改定率	24.4%	10.0%
基本水量制について	基本水量は現行のままとします。 <b>検討</b>	
用途別料金体系について	用途別から口径別へ <b>検討</b>	現行のまま(一般・公衆浴場) とします。
従量料金区分について	口径ごとの単一型へ <b>検討</b>	現行(単一型)のまま とします。

# 水道料金体系の検討

---

# 料金体系の概要

- 現行の水道料金・下水道使用料について、輪島市では以下のような体系を採用しています。

料金体系の大別：

用途別

(一般用・官公署用  
・公衆浴場用など)

口径別

(13mm・20mmなど)

検討①

料金区分：

二部料金制

(基本料金＋従量料金)

一部料金制

基本水量の設定：

あり

なし

検討②

従量料金区分：

単一型

逦増・逦減

検討③

## 検討 ①

# 用途別・口径別料金体系

- 輪島市の水道料金は、現状「用途別」料金体系を採用しています。

料金体系の大別：

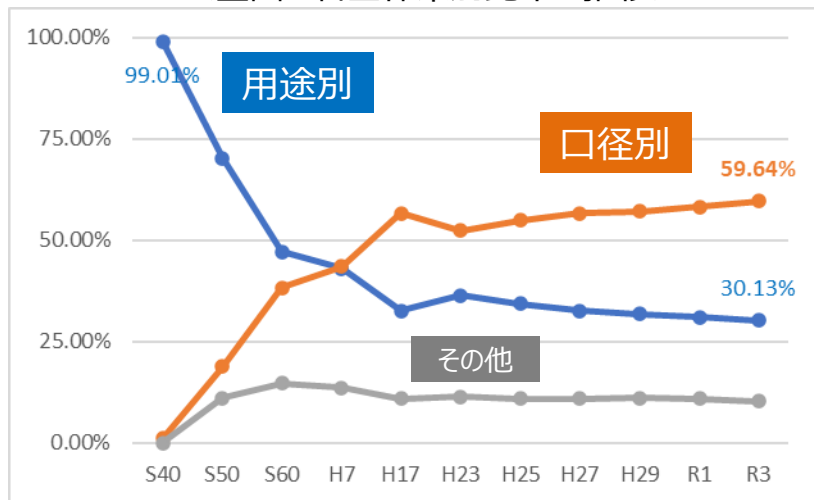
**用途別**

(一般用・官公署用  
・公衆浴場用など)

**口径別**

(13mm・20mmなど)

＜全国の料金体系別比率の推移＞



近年全国的には  
用途別から**口径別**へ移行する  
団体が多い状況

		1965 S40	1975 S50	1985 S60	1995 H7	2005 H17	2011 H23	2013 H25	2015 H27	2017 H29	2019 R1	2021 R3
事業体数 合計		1,106	1,567	1,843	1,906	1,274	1,321	1,280	1,274	1,269	1,262	1,261
用途別	事業体数	1095	1100	868	818	415	481	438	415	404	390	380
	比率	99.01%	70.20%	47.10%	42.92%	32.57%	36.41%	34.22%	32.57%	31.84%	30.90%	30.13%
口径別	事業体数	11	295	705	829	721	691	702	721	725	735	752
	比率	0.99%	18.83%	38.25%	43.49%	56.59%	52.31%	54.84%	56.59%	57.13%	58.24%	59.64%
その他	事業体数	0	172	270	259	138	149	140	138	140	137	129
	比率	0.00%	10.98%	14.65%	13.59%	10.83%	11.28%	10.94%	10.83%	11.03%	10.86%	10.23%

※その他 = 用途別と口径別を併用し、用途別と口径別を区分することなく単一料金制となっている場合など  
※料金体系の区分は各年度の4月1日時点 (出所) 『水道料金表』(日本水道協会)



## 用途別料金体系

水道の用途を生活用(一般家庭)や営業用などに分け、それぞれの水道使用者によって基本料金や従量料金を変えるもので、一般的には生活用に配慮した体系となっています。

## 口径別料金体系

大きな口径のメーターを付けている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定することになります。

現在

用途別(家事用や営業用)で基本料金と従量料金が異なる「**用途別料金体系**」を採用してきました。これは、主に業務用に負担を大きくすることで一般家庭の単価を抑え、水道の利用を促進し、公衆衛生の向上を図るという目的がありました。

国交省では、用途の区分が恣意的で、客観性に欠けるという意見も。

しかし、現在すでにこの目的は達成されており  
近年は次のような問題が発生・・・

- ・目まぐるしく変わる営業形態や営業の多様化などに対応しきれない。(実態と用途が違う場合も…)
- ・同じ使用水量なのに一般家庭と店舗兼住宅とで料金が違う。(不公平)

改定案

そのため全国的には「**口径別料金体系**」に移行する自治体が増加しています。また、口径別料金体系は、不必要に大きなメーターを使い続けることが減り、施設を更新する際に小規模化が可能となり、将来の負担を抑えることが期待できます。

県内の口径別採用団体・・・  
小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、  
能美市、津幡町、内灘町

# 検討 ①

# 用途別・口径別料金体系

現在

用途別料金体系



改定案

官公署用、営業用及び共用栓を、一般用口径別へ統合。  
 一般用を口径別料金体系へ移行しながらも  
 他の用途を残す「用途別口径別併用」の料金体系へ。

現行  
改定案

種別	用途
専用栓	一般用
	官公署、学校及び公共用
	営業用
	公衆浴場用
	特殊用
共用栓	一般用
公共栓	船舶用
消火栓	防火演習用

料金表  
改定案

種別	用途	口径別
専用栓 共用栓	一般用	13mm
		20mm
		25mm
		30mm
		40mm
		50mm
		75mm
		100mm
専用栓	公衆浴場用	
	特殊用	
公共栓	船舶用	
消火栓	防火演習用	

一般用 + 官公署用  
 + 営業用 + 共用栓  
 ↓  
 全体調定件数のうち  
**99%**

- 輪島市の水道料金は、現状「基本水量あり」としています。

基本水量の設定：

あり

なし

- これまで基本料金には、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として「基本水量」が付与されており、今回の改正(案)としては、まだ継続して必要性が高いと判断し「基本水量」が付与しております。
- しかし、家族形態、ライフスタイルの多様化や節水機器の普及などにより、基本水量を下回る世帯が年々増加傾向であることから、今後の課題にしたいと思います。

基本水量のメリット	基本水量のデメリット
少量利用者の水道料金が軽減される。	基本水量内の利用者間の公平性が保たれない。

■ 国交省通知（令和2年7月21日）  
 ◇ 下水道使用料体系見直しの方向性  
 基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があるものとして、基本水量制を廃止するよう見直しが求められた。

## 検討 ②

# 基本水量の設定

現在

基本水量 = あり



改定案

基本水量 = あり

ただし、今後料金改定を検討する際にはあり方を検討。

現行  
料金表

種別	用途	基本水量
専用栓	一般用	10m <sup>3</sup>
	官公署、学校及び公共用	30m <sup>3</sup>
	営業用	15m <sup>3</sup>
	公衆浴場用	100m <sup>3</sup>
	特殊用	20m <sup>3</sup>
共用栓	一般用	10m <sup>3</sup>
公共栓	船舶用	—
消火栓	防火演習用	—

料金表  
改定案

種別	用途	口径別	基本水量
専用栓 共用栓	一般用	13mm	10m <sup>3</sup>
		20mm	10m <sup>3</sup>
		25mm	10m <sup>3</sup>
		30mm	10m <sup>3</sup>
		40mm	10m <sup>3</sup>
		50mm	10m <sup>3</sup>
		75mm	10m <sup>3</sup>
		100mm	10m <sup>3</sup>
専用栓	公衆浴場用		100m <sup>3</sup>
	特殊用		20m <sup>3</sup>
公共栓	船舶用		—
消火栓	防火演習用		—

- 輪島市の水道料金は、現状の従量料金は「**単一型**」です。

従量料金区分：

**単一型**

逓増・逓減

<p><b>単一従量料金</b></p>	<p>従量料金については、水量の多寡にかかわらず単一の料金とするもの。</p>
<p><b>段階別従量料金</b></p>	<p>使用水量の一定の範囲毎に料金単価を定める方式で、使用水量の増加に伴って単価が高くなるもの(<b>逓増型</b>)と、低くなるもの(<b>逓減型</b>)との2つがある。</p>



改定案

**従量料金の口径別単価の導入を検討**

量水器は13mm口径～100mm口径まで8段階あり、小口利用者と大口利用者の負担の公平性の観点から、従量料金を現在の単一型ではなく、口径別に応じた料金設定へ小口利用者と大口利用者との負担の公平性を確保することが期待できます。

## 検討 ③

# 従量料金区分

現在

単一型

改定案

単一型（口径別）

※口径が大きいほど従量料金も上がる  
口径別料金体系によるもの

現行  
料金表

種別	用途	超過料金 (水量1m <sup>3</sup> につき)
専用栓	一般用	190円
	官公署、学校及び公共用	209円
	営業用	209円
	公衆浴場用	85円
	特殊用	380円
共用栓	一般用	190円
公共栓	船舶用	419円
消火栓	防火演習用	2,095円/10分

料金表  
改定案

種別	用途	口径別	超過料金 (水量1m <sup>3</sup> につき)
専用栓 共用栓	一般用	13mm	円
		20mm	
		25mm	
		30mm	円
		40mm	
		50mm	
		75mm	円
100mm			
専用栓	公衆浴場用		円
	特殊用		円
公共栓	船舶用		円
消火栓	防火演習用		円/10分

一般的な家庭用の口径・・・13mm～25mmを同一の単価に設定しました。  
これをもとに、30mm～50mm、75mmと100mmをそれぞれ同一の単価に設定しました。

# 新たな水道料金表（案）

種別	用途	給水使用料金	
		基本料金(1か月当たり)	超過料金 (水量1㎡につき)
専用栓	一般用	水量10立方メートルまで 1,619円	190円
	官公署、学校及び公共用	水量30立方メートルまで 5,333円	209円
	営業用	水量15立方メートルまで 2,666円	209円
	公衆浴場用	水量100立方メートルまで 17,142円	85円
	特殊用	水量20立方メートルまで 7,142円	380円
共用栓	一般用	水量10立方メートルまで 1,619円	190円
公共栓	船舶用	水量1立方メートルにつき 419円	
消火栓	防火演習用	1栓につき放水10分ごとに 2,095円	



種別	用途	口径別	給水使用料金	
			基本料金(1か月当たり)	超過料金 (水量1㎡につき)
専用栓 共用栓	一般用	13mm	水量 立方メートルまで 円	円
		20mm	水量 立方メートルまで 円	
		25mm	水量 立方メートルまで 円	
		30mm	水量 立方メートルまで 円	円
		40mm	水量 立方メートルまで 円	
		50mm	水量 立方メートルまで 円	
		75mm	水量 立方メートルまで 円	円
		100mm	水量 立方メートルまで 円	
専用栓	公衆浴場用		水量100立方メートルまで 円	円
	特殊用		水量20立方メートルまで 円	円
公共栓	船舶用		水量1立方メートルにつき 円	
消火栓	防火演習用		1栓につき放水10分ごとに 円	

口径	使用料金 (1個 1か月)
13mm	76円
20mm	152円
25mm	190円
30mm	390円
40mm	685円
50mm	980円
75mm	1,961円
100mm以上	別に定める

シンプルな料金設定にするため、  
メーター使用料は基本料金に  
含める

# 新たな下水道使用料金表（案）

## 下水道使用料

汚水の種類	排除汚水量	使用料
一般		1,428円
	10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	171円
公衆浴場	1立方メートルにつき	57円

## 浄化槽使用料

(1) 5から10人槽

区分	月額使用料の額
5人槽	2,761円
6から7人槽	3,333円
8から10人槽	4,285円

(2) 11から50人槽

区分	月額使用料の額(固定額に変動額を加算した)	
	固定額	変動額
11から20人槽	1,619円	304円に人槽を乗じた額
21から25人槽	2,095円	304円に人槽を乗じた額
26から30人槽	2,571円	304円に人槽を乗じた額
31から50人槽	3,142円	304円に人槽を乗じた額

(3) 51人槽以上

浄化槽の 保守点検回数	月額使用料の額(固定額に変動額を加算した)	
	固定額	変動額
1週間に1回	60,952円	247円に人槽を乗じた額
2週間に1回	39,047円	247円に人槽を乗じた額
3月に1回	26,666円	247円に人槽を乗じた額

## 下水道使用料

汚水の種類	排除汚水量	使用料
一般		円
	10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	円
公衆浴場	1立方メートルにつき	円

## 浄化槽使用料

(1) 5から10人槽

区分	月額使用料の額
5人槽	円
6から7人槽	円
8から10人槽	円

(2) 11から50人槽

区分	月額使用料の額(固定額に変動額を加算した)	
	固定額	変動額
11から20人槽	円	円に人槽を乗じた額
21から25人槽	円	円に人槽を乗じた額
26から30人槽	円	円に人槽を乗じた額
31から50人槽	円	円に人槽を乗じた額

(3) 51人槽以上

浄化槽の 保守点検回数	月額使用料の額(固定額に変動額を加算した)	
	固定額	変動額
1週間に1回	円	円に人槽を乗じた額
2週間に1回	円	円に人槽を乗じた額
3月に1回	円	円に人槽を乗じた額